

特例郵便等投票について

令和3年6月23日
在ブリスベン総領事館

1 日本国内において新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する場合は、令和3年6月23日以後に、その期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」が可能になりました。

在外選挙人名簿に登録されている方についても、一時帰国中に、新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等を行い、一定の要件に該当する場合は、「特例郵便等投票」の対象になります（ただし、この場合は衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限ります）。

2 「特例郵便等投票」の詳細については、以下の総務省HP及び資料をご覧ください。

(1) 総務省HP

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/tokurei_yuubin.html

(2) 特例郵便等投票概要

https://www.soumu.go.jp/main_content/000755432.pdf

(3) 投票用紙等の請求手続

https://www.soumu.go.jp/main_content/000755433.pdf

(4) 特例郵便等投票請求書

(5) <https://www.brisbane.au.emb->

[japan.go.jp/downloads/sample_tokureiyubintoryo.pdf](https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/sample_tokureiyubintoryo.pdf)

(6) 投票の手続

https://www.soumu.go.jp/main_content/000755434.pdf

3 なお、本制度とは別に在外選挙人証を所持する在留邦人の方は、以前より「郵便等投票」を行うことも可能です。また、「郵便等投票」を利用し予め投票用紙を当地で請求・受領しておき、その後、本邦へ一時帰国となり、新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等となった場合でも、上記1の「特例郵便等投票」による他この「郵便等投票」による記載済みの投票用紙を日本国内でご家族・知人等に依頼することにより、郵便にて投票することも可能です。ただし、投票用紙の投かんをご家族・知人等に依頼する場合は「特例郵便等投票」の場合と同様、上記2(5)「投票の手続」に記載されているせっけんでの手洗いやアルコ

ール消毒、出来る限りマスクの着用、清潔な使い捨てビニール手袋を着用して投票用紙の封入、投かん依頼を行う必要がありますので、ご注意ください。

「郵便等投票」の手続きについては以下をご覧ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/pdfs/yuubintouhyou.pdf>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

なお、外務省では、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」増補版を作成し、PDF版を以下URLにて掲載していますので、是非ご覧ください（部数に限りはありますが、実物の冊子を希望する日系企業（但し、1社1冊）には、直接当館窓口でお渡しすることも可能ですのでご連絡下さい）。

https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html